

税務・会計便り

～自動車の税金が大きく変わります～

令和元年度税制改正により、毎年4月1日に自動車をお持ちの方に課税される自動車税や自動車の購入時に課税される自動車取得税について、2019年10月1日から新制度が適用されます。

1 自動車税（種別割）の税率引下げ

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）から、自動車税（種別割）の税率が引き下げられます。ただし、軽自動車税（種別割）の税率は、変更されません。

※2019年10月1日以降、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は「自動車税（種別割）」に、軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」に名称が変更されます。

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）の自動車税（種別割）の税率表

排気量	引下げ後税率 (引下げ額)	排気量	引下げ後税率 (引下げ額)
1,000cc以下	25,000円 ▲4,500円	3,000cc超3,500cc以下	57,000円 ▲1,000円
1,000cc超1,500cc以下	30,500円 ▲4,000円	3,500cc超4,000cc以下	65,500円 ▲1,000円
1,500cc超2,000cc以下	36,000円 ▲3,500円	4,000cc超4,500cc以下	75,500円 ▲1,000円
2,000cc超2,500cc以下	43,500円 ▲1,500円	4,500cc超6,000cc以下	87,000円 ▲1,000円
2,500cc超3,000cc以下	50,000円 ▲1,000円	6,000cc超	110,000円 ▲1,000円

2 自動車取得税の廃止と環境性能割の導入

2019年10月1日以降、自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されます。

※環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は取得価格の0～3%、営業用の登録車と軽自動車は0～2%になります。

※環境性能割については、新車・中古車を問わず対象です。

詳細は総務省HPをご覧ください

2019年10月1日から2020年9月30日までの間に自家用の乗用車（登録車・軽自動車）を購入する場合、臨時的に環境性能割の税率1%が減税されます。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100